

■【トピックス】

解散・総選挙！



野田総理が夏に、「近いうちに」衆議院を解散するといつて、ようやく解散しました。季節は冬です！

与党内からの野田おろしの声が聞かれるようになって慌てての解散のようです。最後まで、情けない総理で終わりそうですね。

それにしても総選挙の争点はなんのでしょうか？民主党も自民党も公明党も、消費税や原発やTPPを争点にはしたくないようです。対立軸を明確にして争ってほしいですね！

■【ビジネス・アイ】

復興特別所得税

社長 「いよいよ来年から所得税に対する復興増税が始まるみたいだね」

花野 「そうですね。来年から 25 年間、2.1% 上乗せされた税額が徴収されますね」

社長 「個人の負担は増えるけど、会社は預かるだけだから影響ないよね」

花野 「必ずしもそうとはいえないんですよ。給料などの毎月の源泉徴収などは、個人負担なので問題ないのですが、その他に注意しなければいけない点があるんですよ」

社長 「税金関係は、すべて経理にまかせているんだけど、どんな点に注意しなければいけないか教えてよ」

花野 「分かりました。たとえば、外部から社内研修の講師を呼んだ場合、講師料の支払先が個人だと所得税の源泉徴収をしますが、これにも 2.1% をプラスしないといけませんよ」

社長 「そうすると、これまで手取りで 10 万円渡す時は 111,111 円にしていたけど、その計算が違ってくるといことだね」

花野 「そのとおりです。これまでのように 10% で割り戻した金額ではなく、10.21% で割り戻した金額で計算する必要があります。つまり 111,370 円になります。」

社長 「そうすると、手取りで報酬を計算していると 0.21% 経費が増えるということだね」

花野 「そうなんですよ」

■【今月のキーワード】

復興特別税

東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するために創設されたのが復興特別税です。

復興特別税は、具体的には法人税、所得税、住民税に、次のように課されます。

法人税には、平成 24 年度から 3 事業年度にわたり法人税額に 10% を乗じた金額を、所得税には平成 25 年から 25 年間、所得税額に 2.1% を乗じた金額を、住民税には平成 26 年度から 10 年間、均等割額を千円引き上げることで課されます。

■【今月の1冊】

『四〇〇万企業が哭いているドキュメント検察が会社を踏み潰した日』

石塚 健司 著

講談社 ¥1500

本書の主張は基本的に検察批判です。その検察にターゲットにされたのは、中小零細企業と再生コンサルタントでした。

ありふれた中小企業の粉飾決算、その決算書による銀行融資、日常的かもしれません。しかし、粉飾が悪である以上、一端、詐欺事件として立件されれば、逃れようはありません。実刑です！



■【編集後記】

今年も終わりが近づいてきました。景気も年の前半には回復の兆しがうかがえましたが、夏ごろから、中国、韓国との関係がギクシャクしたこともあり明らかに減速してきました。来年は、景気も改善することを期待したいですね。

『経営のセカンド・オピニオン』vol. 69（毎月1日発行）

●定価：2,400 円/年 ●発行日：2012.12.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦 3 丁目 1 番 30 号錦マルエムビル 5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>